琉球大学学術リポジトリ

公私連携型認定こども園の環境整備を通した家庭教育支援：北海道安平町の事例を通して

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学地域連携推進機構生涯学習推進部門
	公開日: 2020-06-22
	キーワード (Ja): 家庭教育支援, 認定こども園, 教育委員会, 園庭, 子育て支援
	キーワード (En):
	作成者: 下村, 一彦
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/46229

琉球大学地域連携推進機構生涯学習推進部門　研究紀要　No. 2　pp. 21～29, 2019

特集：家庭教育支援における公と私

公私連携型認定こども園の環境整備を通した家庭教育支援

―北海道安平町の事例を通して―

The Supporting Education in the Family through the Environmental Development Project at the Public/Private Partnership Centers for Early Childhood Education and Care

－the Cases of ABIRA Town in Hokkaido Prefecture－

下村一彦（東北文教大学人間科学部）

キーワード：家庭教育支援　認定こども園　教育委員会　園庭　子育て支援

はじめに

これまでの家庭教育支援の成果と課題を検証し、今後のあり方を検討した文部科学省の報告書『つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～』（平成24年３月）に示され、今日においても基本的に踏襲されている家庭教育支援の方向性は、①親の育ちを応援する、②家庭のネットワークを広げる、③支援のネットワークを広げる、の３つである（同報告書13頁）。

「①親の育ち」支援としては、広く普及している家庭教育学級に加えて、多くの親が集まる機会に設定される発達段階毎の講習会（乳幼児健診や就学時健診等での講演）、中高生段階からの体験学習（保育体験や乳幼児の保護者との触れ合い）など、ニーズや効果を考慮した様々な機会が各地で設定されている。しかし、家庭教育学級等の講座形式は、「すべての親子に対して開かれた基本的な学びや交流の機会」ではあるが、支援が届きにくい家庭を繋ぐ仕掛け、当事者性やニーズに対する講座内容、対象の母親への偏りが課題とされている（前掲報告書９頁）。そのため、「③支援のネットワークを広げる」役割も期待されている家庭教育支援チームによる訪問型支援により、「②家庭のネットワークを広げる（親が地域と繋がる）」ことも関心を集めているが、訪問型支援には人材確保と費用負担の問題が大きく、全ての自治体が取り組むことは難しい[(1)]。

ここで注目したいのが、家庭のネットワークが大きく広がる最初の場となりうる小学校就学前施設との連携である。『家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会報告書』（平成29年１月）においても、「幼稚園や保育所、認定子ども園は、（中略）家庭教育支援の観点からも重要な役割を担っている」との認識の下、「幼稚園等における子育て支援サークルやＰＴＡ活動によって、親同士や地域の様々な主体が関わり、交流・ネットワークが構築される機会」（同報告書10頁）を活用する重要性を指摘している。

そこで本稿では、北海道勇払郡安平町教育委員会と同町内の２園：おいわけ子ども園、はやきた子

ども園の取組に着目する。両子ども園では、公私連携型認定こども園への移行を機に、教育委員会の支援を受けながら、地域性を活かした独創的な園庭創りを保護者との協働で進めている。第一義的には子どもの育ちの保障を目指したものではあるが、アイデアの検討や製作作業への参画は、親の育ち（学び）や交流にも繋がると期待される。保護者が参画する園庭整備は、後述する両園が視察した子ども園等でも見られるが、それらは民間法人が、園長のリーダーシップの下、行政の関与は原則受けずに園単位で取り組んでいるものである。また、公私連携型認定こども園は各地で設置されているが、教育委員会が事務局を担い、職員・保護者・地域住民・専門家らが参画する協議会が中核となって進める園庭整備の取組は他に例を見ない。

本稿では、幼児教育の質の向上を目指す安平町独自の園庭整備の取組を家庭教育支援の観点から分析し、その意義と課題を整理することを目的とする。第一章では、安平町の概要や子ども園以外での教育委員会による家庭教育支援事業を整理し、子ども園での園庭整備に保護者が参画することの意義を明確にするとともに、公私連携型の運営のポイントを確認する。第二章では、おいわけ・はやきた両子ども園の園庭整備のプロセスを分析し、家庭教育支援の観点から、公私連携型の運営による環境整備の意義と課題を考察する[(2)]。

Ⅰ．安平町の取組の概要

Ⅰ－１．安平町の概要と課題

本章では、安平町の概要、園庭整備以外の主な家庭教育支援事業の概要、及び認定子ども園の公私連携型の運営の概要を整理する。

安平町は、鉄道の町として栄えた追分町とサラブレッドの産地として知られる早来町が平成18年３月に合併して誕生した。平成27年元旦時点で、4,239世帯、8,555人の町民が暮らしている。平成22年の町長マニフェストにおいて「人口増加施策の展開」を最重要政策課題とし、子育てにかかる経費負担の軽減策を行うとともに、23年からの３年間、民間アパート建設の補助事業を行ったこともあり、世帯数は微増傾向にあるものの、人口は減少傾向にある（合併時の人口は9,335人）。人口減少に加えて、施設の老朽化や耐震基準への対応もあり、本稿で対象とするはやきた子ども園は、へき地保育所３園を統合して平成22年に、おいわけ子ども園は、１幼稚園と２保育園を統合して平成29年に開園しており、町内の就学前施設は２園に集約されている。

また、「一体感ある町づくり・人づくり」も合併後の課題とされる中で、町内の全ての子ども園（２園）と小（４校）・中（２校）学校をコミュニティ・スクールとし、家庭・地域が学校運営への理解を深め、連携することが目指されてきた。例えば、追分小・中学校では、事業所や地域の団体が学校アシスト隊として登録されている。

以上の状況から、両子ども園の園庭整備の取組は、人口減少対策（移住促進策）としての幼児教育の充実、及び地域住民の一体感醸成という町づくりの観点からも注目されるが、本稿の目的は、家庭教育支援の観点からの検証であり、次節では、安平町で行われている家庭教育支援の状況を把握しておく。

Ⅰ－２．安平町の主な家庭教育支援事業

本節では、子ども園との連携以外の家庭教育支援事業を整理し、保護者が参画する園庭整備の意義を明確にする。

安平町教育委員会は、事務局の下に①学校教育、②施設管理、③社会教育、④子育て支援の４グループで構成されている。子ども園に関する業務は子育て支援グループが担うが、一般的な家庭教育支援事業は社会教育グループが担い、【表１】の事業を実施している[(3)]。

【表１：平成29年度　安平町での家庭教育支援事業】

		概要	実施時期
子育て講座	明日の親となる中学生対象	子育て中の保護者等を授業補助者として招く。	追分中学校の家庭科、早来中学校の道徳の授業
	小学校入学前の子どもをもつ保護者対象	入学への配慮や心構えを学ぶ講演を行う。	追分・早来小学校の就学時健診
	思春期の子どもをもつ保護者対象	子どもの発達段階に応じた学習機会として講座を開く。	追分・早来中学校の入学説明会
ブックスタート事業		絵本をプレゼントする等。	乳幼児健診など
子育てサポーター「託児」支援事業		子育てサポーターの活動を支援する。	通年

はじめにでも述べたが、多くの親が集まる機会での発達段階毎の講習会や、中高生段階からの親体験学習は今日の家庭教育支援で普及が目指されている取組である。また、講座の形態に関しても、文科省では、「中学生の保護者は、既に子育て経験もある程度積まれ、かつ小学校時代に親同士のつながりも形成されていることが多い。一方で、思春期に対する知識等へのニーズは高い。その場合は、講演型の講座の方がふさわしい」としており、安平町の事業はモデル的な側面がある[(4)]。ただし、「近年、親同士のつながりの形成等を目的として、ワークショップ型の家庭教育講座が増えてきている」中で、同町では小学校の就学時健診時の講座が、入学への配慮や心構えを学ぶためのものとされており、親同士の交流促進という点が弱く映る。また、安平町には家庭教育支援チームも設立されていない。その中で、次章で取り上げる子ども園の園庭整備は、遊具整備で体を動かす作業を共に行うというアイスブレイク的な要素も含んだ事業であり、小学校就学前の保護者の交流促進に大きな効果が期待できる。

Ⅰ－３．認定こども園の公私連携型の運営形態の概要

本節では、安平町の二つの子ども園の公私連携型の運営形態が、園庭整備を進める上でどのように機能しているのかを、運営形態変更の経緯も含めて整理する。

第一章でも触れたが、はやきた子ども園は平成22年、公立のへき地保育所３園を統合して設置された。他の市町村同様、統合後に民営化も模索される中で、単に行政の効率化のためではなく、３つの保育所を統合した中で課題とされていた幼児教育の充実を図ることが目指され、『平成24年度　安平町町政執行方針』（平成24年４月）で研究が始まり、『安平町総合計画後期基本計画』（25年３月）で方向性が示された。すなわち、幼児教育を重視して、保育所型ではなく幼保連携型の設置を図るが、幼保連携型は法制度上学校でもあるため、公設民営の運営は憲法上認められず、公私連携型の運営とされた。平成26年度に行った運営者の募集には、学校法人リズム学園のみが応募し、平成28年度から、同学園と町（教育委員会）が連携して運営する公私連携型となっている[(5)]。

運営に関しては、『公私連携幼保連携型認定こども園の設置運営に関する基本協定書』（平成27年９月16日）が結ばれている。同協定書によると、リズム学園は、目的外使用を禁止された上で、備品等の無償譲渡を受けているが、「子ども園の運営にあたり、造作や付属物件の設置及び撤去等、財産の現状を変更するときは、あらかじめ甲と協議しなければならない」（第６条：甲とは安平町）とされており、園庭整備は教育委員会との協議対象となる。ただし、実際の運営では、第二章で述べる園庭整備に関する協議会の事務局として教育委員会が参加しており、協議会での決定が尊重される形になっている。

また、園庭での怪我等に伴う賠償責任は、リズム学園にあると明記されているが（第13条）、リズム学園としては運営責任が明確にされていることで、業務委託や指定管理では実現できなかったと思

われる保育改革（例えば、園庭での馬の飼育）に取り組めていると感じている。

因みに、公私連携型の運営は、完全な民営化と異なり、行政の関与があることで保護者等も安心感があると言われる。確かに、上述の事前協議要件の他にも、『基本協定附則事項』（協定と同日策定）の④はやきた子ども園の設置及び運営に関する事項では、入園の町内在住者の優先（第４項）、幼小中高連携教育の推進（第９項）、コミュニティ・スクールの導入（第11項）など、町の方針との一貫性が定められている。また、同附則⑤安平町職員派遣に関する事項では、原則３年（本人同意で５年に延長）、町職員である公立園勤務だった保育士の子ども園への派遣も定められている。

なお、おいわけ子ども園は１幼稚園と２保育所を平成29年から統合して社会福祉法人追分福祉会が教育委員会と公私連携型の運営を行っている。旧追分町役場を改修した建物で、１階に子ども園、２階に児童館や子ども発達支援センター等の複合施設として運営している関係で、保育者だけでなく事務職員も町から派遣されている等の違いはあるものの、はやきた子ども園の協定と同様の協定の下、運営されている。

Ⅱ．園庭整備のプロセス、その意義と課題

Ⅱ－１．はやきた子ども園の園庭整備

本章では、はやきた、おいわけそれぞれの子ども園の園庭整備のプロセスを分析して意義をまとめた後に、今後の課題を考察する。

本節では、はやきた子ども園の園庭整備について、訪問調査と『平成27年度 はやきた子ども園 園庭環境整備計画書（案）』を元に、意義を整理する。

リズム学園がはやきた子ども園の運営の応募に際して掲げた理念に、「大人の保護のもと豊かな体験や経験を通して自己を発揮する生活の場所」を担うだけでは、「“子ども園で生きる子ども”は育っても“社会をたくましく生きる豊かな人間性を持った子ども”は育たない。‘子どもを育てる’という営為は、園が保護者や地域と協同しながら、まち全体で子どもを育てる場所をつくる努力だと考える」（同計画書１頁）とあるように、同学園では、当初から保護者や地域住民と共に環境整備を進める方針であった。したがって、園庭整備も、「保護者や子どもを含む地域に住む人の声や思いが反映されるもの」「保護者や子どもを含む地域の人が関わることができるもの」（６頁）と、親の参画を前提としている。

その中で、平成28年度からの公私連携型への移行を前に平成27年５月、職員・地域住民・保護者・教育委員会事務局員で設立された園庭環境整備計画策定協議会には、委員19名の中に５名の在園児の保護者が入り、１名は委員長を務めている（14頁）。

園庭整備は現在も進行中であるが､安平町早来地区ならではの環境としての馬の飼育【写真１・２】や雪だるま型の池【写真３】が、協議会での議論を経て実現している。以下では、保護者の参画を主な分析軸に、協議会の運営のポイントを３点あげる。

【写真１】
園庭内の馬小屋

【写真２】
乗馬を楽しむ子育て支援センター利用の親子

【写真３】
雪だるま型の池

１点目は、保護者の関心と対話（その先にある参画）を促す情報発信である。まず、協議会委員の募集や協議会での公開講座の案内等において、全戸配布の町内誌が活用されている。次に、５か月間に７回の会合を持った中で、遊びの重要性等に関する公開講座（参加者45名）やリズム学園が運営している恵庭幼稚園の公開視察会（参加者47名）等を行っている（53・54頁）。更に、小学生、子ども園の保護者、地域住民から「フリー設計図」としてアイデアを募集し、144件の応募案を園庭整備の議論の土台とするとともに、町内の人が集まる場所で同設計図の巡回パネル展示会も開催している（７頁）。情報公開に積極的なリズム学園の姿勢と公私連携型運営による町のバックアップによる多くの機会は、それぞれの関与や学びの程度は異なるものの、保護者にとって、協議会委員としての参画、設計図応募者としての参加や視察会参加での学びに加えて、町内誌やパネル展示を見た在園児の保護者の間・保護者と職員の間での子どもが育つ環境や子どもへの大人の関わりに関する対話に繋がっている（36・37頁）。

２点目は、活動の広がりと継続性である。【写真１】の馬小屋は、総合的な学習の時間の取組として小学生が造った。上述のフリー設計図の小学生の応募も含めて、小学校との密接な連携を実現しているのは、５年生の担任教諭が協議会に参加していることが大きい。また、安平町では、子ども園の園庭整備を起点に、地域の遊び場（例えば、自由に使えるバスケットコート等）の整備にも目を向ける「僕らの遊び場プロジェクト」も立ち上がっている。取組が子ども園の在園期間で終了するのではなく、卒園後の環境にまで広がり、地域づくりに繋がっていくことは、保護者の意欲・関心を喚起する上で重要な要素となると考えられる。

３点目は、保護者の参加を支える専門家の指導である。保護者の中には、鉄製の大型遊具（コンビネーション遊具を含む）や死角の少ないグラウンド状態を求める（当たり前と考える）方が少なくない。しかし、公園で見かける鉄製遊具は、保護者の付き添いを前提とした安全基準で設計されており、多くの子どもを少数の保育者で担当する子ども園の園庭への設置は望ましくないことがある。保護者が安心して自分の意見を出すためにも、多くの園庭の設計に携わっている一級建築士が専門員として協議会に参加した意義は大きい。

Ⅱ－２．おいわけ子ども園の園庭整備

本節では、おいわけ子ども園の園庭整備について、訪問調査と『平成28年度 おいわけ子ども園 園庭環境整備計画書（案）』を元に、意義を整理する。

おいわけ子ども園では、統合しての子ども園設立の準備と並行して園庭整備が進められてはいるが、先に取組が始まったはやきた子ども園と同様に、園庭環境整備計画策定協議会を平成28年８月に設立し、教育委員会から事務局に２名が参加する中で、委員23名の内、保護者が５名参加している（同計画書14頁）。

225件の応募があったフリー設計図の展示会等（６頁）の情報発信や専門家による指導も行われているが、馬の飼育は行わないこと等を含め、異なる方向性も示されている。特に、園庭づくりは「多くの人と子ども達を繋げる手段の一つ」という視点を重視して、はやきた子ども園以上に、木材での手作りに拘りが見受けられる。計画書にも示されているが、一般的に木材での手作り遊具作りが進められるのは、①大人の想定を超えた遊び方をすることが多い子どもの遊びに対応する修正がしやすいこと、②安価であること、③安価であることもあり、子どもが関心を示さない等の場合に撤去しやすいこと、が背景にある。加えて、おいわけ子ども園では、④‘子ども達のために’という同じ目的を共有した多くの人（職員・保護者・小中学生・高校生・地域の人々・行政職員・専門家）の手が必要になる、という観点から木材での手作りを重視している（１頁）。実際、３回の協議会と４回の研修会を経て実施された最初の整備では、丸太の枠組みによる立体砂場【写真４】が制作され、約50名の職員と保護者が参加している。木材での手作りは必然的に長時間作業となり、食事も共に過ごすこと

になる。そこには、サロンやカフェ形式の支援を念頭に今日の家庭教育支援で求められている「行政からの一方的な情報の伝達だけではなく、交流の中で悩みや疑問を共有しながら学び合い仲間として共感することのできる、親同士の交流の場」があるのである[6]。なお、【写真５・６】は砂場に続いて造られた築山である。

【写真４】立体砂場

【写真５】築山

【写真６】築山の一本橋

ところで、はやきた子ども園とおいわけ子ども園の園庭整備が、同じ方向性をもちながらも違う要素が含まれるのは、地域性や園庭の広さ等による要因だけではない。公私連携型への移行に際して職員研修は欠かせないとの観点から、教育委員会は研修費を支給しており、はやきた子ども園は、はなみずき保育園（兵庫県宝塚市【写真７】）、おいわけ子ども園は、ももぞのこども園（大分市【写真８】）・旦の原こども園（大分市【写真９・10】）・三瀬保育園（山形県鶴岡市【写真11】）の園庭を視察している。園長や職員の希望を教育委員会が尊重しているので視察先が異なり、それが園庭の方向性にも反映されている。この研修費の支給のあり方にも、公私連携型の運営が安平町で順調に進められていることを見ることができる。

【写真７】はなみずき保育園
タイヤ系遊具のコースと立体遊具により、回遊性が十分に保障された第二園庭。園庭整備では、母親の参加が多い。

【写真８】ももぞのこども園
石垣やツリーハウス等、限られた空間を立体的に整備することで、小川・畑・焚き火場等の静的空間も確保している園庭。

【写真９・10】旦の原こども園
変則一本橋や車庫をまたぐボルダリングタワー等、挑戦的な遊具を親父会の手造りで設置している園庭。

【写真11】三瀬保育園
発達に応じた複数の難易度が遊具に設定されている園庭。林業が盛んな地域性を反映した手造り木製遊具が多い。

Ⅱ－３．家庭教育支援の観点からの園庭整備の課題

これまでみてきたように、公私連携型の運営の下での積極的な情報発信等により、園庭整備の様々な段階への保護者の参加・交流が促されており、子ども園での園庭整備を通した「親の育ち」「家庭のネットワークを広げる」は着実に進められている。しかし、今後求められる取組の充実を含め、課題を３つ挙げる。

一つ目は、保護者の理解の向上である。両子ども園の園庭整備は始まったばかりであり、遊具整備も続いていくが、月日とともに浸食される築山の土や遊びの中で流れ出る砂場の砂の補充、ストライダーコースの設定変更等のメンテナンスもあり、終わることのない営みである。それらへの参加は保護者の自主性に委ねられており、報告書等を見る限り、これまでに参加している保護者に義務感は感じられず、主体的に取り組んでいる。他方、今日の家庭教育支援では全ての親へのアプローチが求められており、園庭整備への直接的な参加を促すことは難しくても、どの段階にも参加していない親に対して、例えば以下に紹介する保育参加の導入等で、園庭整備への理解を促していくことが考えられる。

保育参加とは、保育参観や行事等での保育への協力とは異なり、保護者による保育者体験である。園庭づくりに参加した保護者にとっては勿論のこと、参加してこなかった保護者にとっても、自身の母園にはなかったような環境で育つ普段の子どもの姿に関わることで（事前に園庭での保育者としての留意事項の説明を受けた上で関わることで）、その意義を学ぶ機会となること、今後の園庭整備への参加の動機付けになることが期待される。

二つ目は、一つ目の課題に向き合うこととのバランスが難しいが、参加しない（参加できない）親を許容することである。安平町では、公私連携型の運営により、ここ数年で町内の幼児教育を取り巻く環境・意識が大きく変化している。その変化は、子どもの育ちを最優先するものであり、大きな効果が期待できるが、親の賛同の度合いや関心には必ずバラつきがでる。そこを許容し、先に述べた保育参加のような間接的アプローチ等で待つことができなければ、関心や参加率の低い家庭への偏見を生んだり、参加できない親の居場所が奪わたりすることにもなりかねない。

三つ目は、継続的な職員研修である。挑戦的な遊具、すなわちリスクを意図的に設定する園庭では、何よりも保育者の援助姿勢が重要になる。保護者の育ちを促す役割を担うためにも、継続的な職員研修は欠かせない。両子ども園では、上述の県外視察の他、外部講師を招いての研修や合宿研修を行っているが、それらの費用への町からの補助は、公私連携型への移行期限定のものである。

おわりに

本稿の目的は、安平町独自の園庭整備の取組を家庭教育支援の観点から分析し、その意義と課題を整理することであった。

第一章では、安平町の現状や家庭教育支援への取組の整理を通して、人口減少対策や地域の繋がりづくりの面からも注目される安平町の公私連携型認定子ども園での幼児教育の充実、その手法としての園庭整備が、従来の家庭教育支援事業では十分とは言えない保護者の交流機会として注目されること等を明確にした。

第二章では、おいわけ・はやきた両子ども園の園庭整備のプロセスを分析し、公私連携型の運営による情報発信の充実により、企画・作業・対話等の様々な機会が保護者にあること等を意義として整理するとともに、一層の保護者理解の獲得と保護者への柔軟な姿勢の重要性等を指摘した。

安平町の子ども園での園庭整備やそこでの保護者等の参画を推進できた最大の要因は、以下の井内園長（はやきた子ども園）のメッセージに象徴される関係者の熱意である。

「私たち大人は、子ども達に‘夢を持とう’‘あきらめないで挑戦しよう’と言います。子どもに夢を語るなら、まず私たち大人が夢を追いかける姿をみせるべきではないでしょうか。（中略）ウッドデッキは保護者と一緒に作りたいです。誰かに作ってもらうのではなく、少しずつ時間がかかっても自分

たちの手で、自分たちの夢を追いかけ完成させる。その大人達の姿が、何よりの教育になるのではないかと思います。(園庭整備計画書13頁)」

なお、安平町は2018年９月６日の北海道胆振東部地震で震度６強の揺れに襲われ、訪問調査後に整備されたブランコやタワー等も含め、倒壊した園庭の構造物は撤去を余儀なくされた。しかし、本稿執筆時も続く復興活動の傍らで、子ども園の環境整備も改めて取り組まれている。関係者の尽力に敬意を表するとともに、園庭整備が家庭教育支援として保護者の育ち（自覚や自己有用感）や交流にどの程度寄与するか今後も注目したい。

本稿は、科研費基盤研究Ｂ『生涯学習行政の推進における公と私に関する理論的実証的研究』（研究代表者：背戸博史）として進めた研究成果の一部であり、『教育制度学研究』第25号、2018年、227・228頁に概要を報告した日本教育制度学会第25回大会の課題別セッション（2017年11月12日、東北大学）での発表に、加筆したものである。

注

(1) 訪問対象を絞った支援、いわゆるベルト型訪問で人手と費用の問題に対応している自治体もある。例えば、大阪府大東市教育委員会では、53人の相談・訪問チームで小学校１年生の全家庭を子育て情報などのチラシ配布をしながら訪問した。ただし、面会率は61.6％であり、訪問型が全戸に届く支援となる訳ではない難しさを示している。平成28年度全国家庭教育支援研究協議会での配布資料『地域の特性を生かし連携した家庭教育支援の在り方』平成29年１月、66頁。

(2) 本研究の遂行のため、2017年８月30日においわけ子ども園、翌31日に、はやきた子ども園と安平町教育委員会を訪問し、園長や行政担当者に聞き取り調査を行った。

(3) 安平町『平成29年度　社会教育推進計画』（平成29年６月27日）の「７．家庭教育」より筆者作成。

(4) 文部科学省委託調査報告書『平成26年度　家庭教育の総合的推進に関する調査研究～保護者等への学習機会の提供に関する実態調査～』株式会社リベルタス・コンサルティング、平成27年３月、29頁。

(5) 平成26年度は認定こども園制度が制度設計期で、運営交付金の算定額を巡って認定返上の検討を行う園があること等が報道された時期でもあり、応募件数が少なくなったと教育委員会では分析している。なお、学校法人リズム学園は、全国から公開保育に参加者が集う恵庭幼稚園（北海道恵庭市）を運営しており、保育内容や環境整備への高い評価を受けている法人である。

(6) 文部科学省『家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会報告書』家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会、平成29年１月、４頁。

参考文献

・安平町『平成24年度 安平町町政執行方針』平成24年４月。
・安平町『安平町総合計画後期基本計画』平成25年３月。
・安平町『平成29年度 社会教育推進計画』平成29年６月。
・安平町教育委員会『安平町子育てガイドブック』平成29年３月。
・安平町教育委員会『平成29年度 教育行政執行方針』平成29年４月。
・安平町総務課『2016 安平町勢要覧 資料編』平成28年３月。
・安平町・学校法人リズム学園『公私連携幼保連携認定こども園の設置運営に関する基本協定書』及び『同基本協定附則事項』平成27年９月16日。
・はやきた子ども園園庭環境整備計画策定協議会『平成27年度 はやきた子ども園 園庭環境整備計画書（案）』学校法人リズム学園。

・追分地区認定こども園園庭環境整備計画策定協議会『平成28年度 おいわけ子ども園 園庭環境整備計画書（案）』社会福祉法人追分福祉会。
・おいわけ子ども園『おいわけ子ども園～園庭改造プロジェクト～ 平成29年４月～平成29年８月』平成29年。
・文部科学省『「社会の宝」として子どもを育てよう！』今後の家庭教育支援の充実についての懇談会、平成14年７月。
・文部科学省『家庭教育支援のための行政と子育て支援団体との連携の促進について』家庭教育支援における行政と子育て支援団体との連携についての調査研究委員会、平成16年３月。
・文部科学省『家庭教育支援の具体的な推進方策について』家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会、平成29年１月。
・文部科学省委託調査報告書『平成26年度 家庭教育の総合的推進に関する調査研究～保護者等への学習機会の提供に関する実態調査～』株式会社リベルタス・コンサルティング、平成27年３月。
・拙稿「保育所・幼稚園での保護者との連携-山形県における保護者の保育参加の現状を中心に-」『東北教育学会研究紀要』第18号、2015年、15 ～ 28頁。
・若林俊郎「公立幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園に移行する動きについて - 大阪市、奈良市の‘民営化計画’から - 」『月刊 保育時報』Ｎｏ.467、2015年、31 ～ 38頁。
・「自治体の重点政策VOL.1 人口減少を食い止めろ！住宅と交通の確保が第一歩　安平町」『プラクティス』北海道市町村振興協会、17、2015年、24 ～ 27頁。
・「地域に開かれた公民館③文部科学省優良公民館 町民の一体感と交流を促す公民館活動」『月刊 公民館』620号、全国公民館連絡協議会、2009年、28 ～ 31頁。